

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業

Ministry of Health, Labour and Welfare
Health and Labour Sciences Research Grants
Research on Policy Planning and Evaluation

アジアにおける介護従事者の国際移動と協調体制の構築に関する研究

Research on International Movement of Careworkers and
Construction of Collaboration System in Asia

平成23年度

総合研究報告書

研究代表者 安里 和晃

平成24(2012)年 5月

厚生労働科学研究費補助金
政策科学総合研究事業

アジアにおける介護従事者の国際移動と協調体制の構築に関する研究

平成23年度
総合研究報告書

研究代表者 安里 和晃
平成24(2012)年 5月

Contents

総合研究報告

ケアをめぐる人の移動：看護・介護・家事の国際移住労働と結婚

安里和晃（京都大学） 1

分担研究報告

Incorporating Foreign Domestic Workers as Providers of Family Care: Case Studies of Hong Kong, Taiwan and Singapore

ASATO Wako 20

Familism and Individualisation in East Europe and East Asia

Zsombor Rajkai 59

The Care Labor Market and the Position of Migrant Care Workers in South Korea

Lee, Hye-Kyung 74

Care Deficit and Migrant Workers in Taiwan

Hong-zen Wang 99

The Concept of Care in the Philippines

ASATO Wako 117

ケアをめぐる人の移動：看護・介護・家事の国際移住労働と結婚

安里和晃（京都大学）

はじめに

人口構成の変化に伴う福祉再編の動きはケアをめぐる労働力の国際移動に拍車をかけている。例えば東アジアにおける外国人家事・介護労働者数は100万人近くに及び、結婚を通じて高齢者・障害者ケアに従事する人々も2000年代に入って大きく増加した。社会的関係を基盤とするケア労働は、経済的取引の対象となっただけではなく国際商品化されジェンダー、エスニシティ/ナショナリティを超えた分業体制が確立されつつある。ケア労働の商品化は社会関係に基盤を持つ人間関係を経済関係に転化させるばかりではなく、それをめぐるスキルや資格制度のあり方、あるいは国家間の資格の調整など様々な新たな動きを生じさせることになる。

1980年代、アジア諸国が経済成長を謳歌する中、女性の労働力化が急激に進み家事の担い手が不足したが、今世紀に入ってから高齢者ケアの担い手が不足するようになった。二重の意味での不足に対処するため、多くのアジア諸国は途上国の女性を受け入れた。受け入れのチャンネルは家事労働者、施設の介護従事者、国際結婚など様々である。途上国女性への外部化は家庭内の無償労働を軽減したが、その瞬間家事を含むケア労働は有償化され国際商品化された。外部化は労働政策の一環でもあり香港やシンガポールでは女性労働力率の上昇、管理職に占める女性の割合が上昇した。

しかし成長するアジアは一枚岩ではない。圧縮された近代、東アジアの奇跡、アジアの虎、新興アジアなど急激な経済成長を現す言葉は多いが、それを陰で支える「シャドーワーク」を担う人々もアジアの女性である。経済のグローバル化や経済統合が進む中、雇用の非正規化は日本などの先進国だけでなく途上国も同じであり、雇用確保は各国にとって大きな課題である。総じて中等教育レベルでは雇用確保は容易ではなく、安定した世帯賃金の確保も困難である。したがって国外就労も雇用確保の現実的な選択肢の1つとなる。先進国の需要に対応する形で多くが、女性に「自然な」労働とされる家事やケアに従事することになる。落合(2012)はアジア女性がいかに「親密性の労働」と結びつけられるか検討している。移住労働、結婚、エンターテイナーなど様々な経路をたどるが、総合すると行きつくのは親密性の労働である。しかし、経済成長著しい地域でありながら、アジア諸国は送り出し国と受け入れ国に分割され、一方が他方のケアを補っている。

アジア域内の人の移動が活発化しているため、移住労働者の送金が急増し出稼ぎは国家開発の重要な手段となりつつある。このことは裏を返せば、近代家族が成立しない送り出し国の事情がある。失業、貧困、雇用の非正規化は慢性化し世帯賃金は保証されず、近代家族は必ずしも成立しないまま今日に至っている。また開発手段としての出稼ぎが主流化し始め、出稼ぎは正統化

総合研究報告書

されている。こうした開発手段としての送り出しは新自由主義的な動きとも連動するが（小ヶ谷 2009）、経済統合を通じ製造業における最適配置が変化中、経済グローバル化の「負け組」の活路でもある。こうした途上国の背景もあり、近代家族だけでは維持できない家族福祉を維持・形成するため途上国人材がリクルートされ、生活の本拠地では世帯所得を獲得できず家族の再生産を維持できない人々が、他者のケアの不足を補填するために先進国の家庭へ入っていく。

他方、開発主義傾向の強いアジア諸国ではケアの脱家族化・職業化を進めるという動きは早くない。むしろ経済成長に必要な部門に人材を充てるのが優先される一方、家事・育児・介護などは政府の役割ではなく家族の役割であった。こうした家族主義に基づく開発主義は福祉国家化を遅らせたが、経済成長ことが福祉であるという考え方として定着した。このことがケアの家族化を温存しつつ外部化・市場化を促進することとなった。

特にシンガポール、香港、台湾では家事労働者の数が減少することはほとんどなく、2010年代には70万人を超えている。つまり、移住労働者は福祉の家族主義レジームを、家族の内側から支えてきたのである。ところが家族主義は家族形成が前提になるが、1人世帯の増加により結婚を通じてケアを確保するケースが急速に増えている。後述する通り、これが結婚移民の増大につながっている。

こうした動きは先進国女性と途上国女性間の階層化をもたらすことになるため、性役割分業自体を解消するものではない。「圧

縮された近代」はアジアの急激な経済成長、人口構成の変化を的確に表現しているが、ここにきて、性役割分業の見直しよりもむしろ、ケアの不足の補填を受けることで家族福祉を維持・生成し、そのことを通じて女性の労働力化と老親扶養を両立させようとする先進諸国と、ケアを商品化することで新たな近代化を図ろうとする送り出し途上国に分かれ始めている。

福祉レジームと家族の位置づけ

ライフコースにおける様々なリスクを社会で引き受けることは、福祉の脱商品化、脱家族化であった。このことは多様な境遇の人々のリスクを低減・平準化し経済的自立と自己決定を促進するが、福祉機能としての家族の役割は低下する。しかし、社会保障費用の増大やケア需要の増大は、制度の持続性に対する懸念があり、家族の福祉機能の見直しが進んでいる。シンガポールにおける福祉国家化の明確な拒絶と家族化キャンペーンや家族ケアを前提とした高齢者介護システムをはじめ、韓国や香港、台湾を含め東アジア諸国は家族ケアを前提としている福祉国家であると指摘されている（沈潔 2007）。例えば介護保険制度を導入した韓国においても、ケアに従事する人々は増大しているが、介護保険制度下におけるYoyangbohosaが16万人、社会福祉サービス下において4万人存在し、合計20万人もの公的制度下においてケア従事者が存在している一方、私的セクターに9万人の医療セクターにおける看病人と21万人もの家事労働者が存在している。私的セクターは私的に雇用される家族ケアを支える人々であ

総合研究報告書

り、家族福祉機能を補填する人々である (Lee 2011)。

急速な高齢化は社会保障政策の持続性に対する疑問を提起しているが、それは家族機能の見直し論であり、アジアに特有なものではない。OECD が長期介護政策として家族を鍵に取り上げたのも、福祉政策の持続性に対する疑問からであった (Columbo 2011)。家族機能の見直しは、単なるケアのブラックボックス化、つまり「愛の労働」やコストを覆い隠すべくケアの埋め込み化を図る、という回帰を検討するにとどまらない。というのも、ケアの安全保障はジェンダー、ナショナリティ/エスニシティ、階層を超えた形で取引が行われているにとどまらず、婚姻を通じて家族さえも規定しているからである。つまり、すでに家族を構成する者が再生産労働の外部化として家事労働者を雇用するのに対して、家族を構成しない者は婚姻を通じて確保することになるからである。

家族機能の見直しは、つまり単にケアをとどめておく、あるいは埋め込むだけではなく、そのために多くの人々が国際移動しているということを考える必要があるのである。ケアのためにナショナリティ/エスニシティ、ジェンダー、階層を超えるというグローバルな結婚市場もが作り出されているのである。ケアを軸にしたグローバルな結婚市場は、実はアジア型のコスモポリタニズムをかたどろうとしている。グローバルな結婚市場を通じて人が国際移動することは、労働者の移動とは異なる。というのは、労働市場における統合ではなく、家族における統合を意味することになるからである。家族としての統合は、当然労働者と

しての統合とは大きく異なる。例えば、ヨーロッパ諸国における社会統合政策が言語や教育、労働、福祉などから成り立っているのに対し、家族としての統合は言語、労働、福祉もさることながら、育児や子どもの教育といった点が強調されることになる。特に少子化問題と絡むとき、社会統合政策は外国人である結婚移民ではなく、子どもの社会統合が強調されるようになり、結婚移民はよき子どもの成長を目的としたよき母親としての、道具化された社会統合政策がとられるのである。韓国においては Lee(2011)がこの点に言及してきたし、台湾に関しては Wang(2011)、ツェン(2010)がこの点を検討してきた。

社会保障制度と再生産労働の脱ジェンダー化

ケア労働の商品化はアジアの福祉国家化の動きとどう連動するのであろうか。GDP に占める社会保障費用の割合を見てみると、アジア諸国では日本が突出して高い(47%、2010年、ADB 調べ)。これは年金、医療、福祉・介護制度の整備などから福祉国家としての基盤が相対的に備わっていることと、高齢化による政府支出の増大を背景としている。社会保障費用の割合の高さは、次いで台湾(23%)、韓国(22%)、シンガポール(8%)の順となるが、この3地域の高齢化率はほぼ同じだが支出割合は大きく異なる。家族主義で括られることも多い東アジア諸国だが、政府支出の割合は大きく異なるのである。特に福祉国家化を明確に否定するシンガポールは大きく異なっている。とはいえ、家族だけでケアを供給することができてい

総合研究報告書

るかと言えはそうでもなく、家事労働者の推移からケアの外部化の進展は明確であり、家族主義の矛盾を外部化することで補填している姿がみられる。

こうした外部化の動きは今後の急速な高齢化により加速するであろう。高齢化による被扶養者の増大によって、それを支える労働者 1 人あたりの扶養人口は増大する。したがってケア労働の外部化圧力はこれからますます増大するといえる。

高齢化の進展や 75 歳以上の後期高齢者の増大はケアの姿を変えると予想できる。1 つは認知症患者の急増で、2030 年頃まで年間 6%以上の割合で増大すると推測されている。また後期高齢者になるとガンの罹患率や脳血管疾患が増加する¹。つまり慢性退行疾患に加え、認知症、ガン、血管疾患を原因とする要介護者が増大するだけでなく、複数の疾患を持つ患者が増大することが考えられるのである。従って求められるケアはより専門的、複合的なスキルが求められ、情緒的側面と併せて高いレベルのケアが要請されることになる。この点は家族ケア規範の強いアジアでは将来大きな課題となることが予想される。

労働圧力は多様な人々の労働市場での統合や生産性の向上をもって対応可能であるのに対し、ケア圧力の増大にはどう対応できるのであろうか。ケア圧力を生産性の向上により対応させることは容易ではない。というのも、まずケアは労働集約的であり生産効率の上昇になじまない。機械化、ロボット化の試みは介護過程のごく一部しか対象にしてない上、それがケアの質の向上

や被介護者の満足、尊厳の維持につながるとは限らない(生産性の上方硬直性)。第 2 に、先述の通りケアは特定の介護者に大きな負担となることから、それに対応するサービスの供給体制を構築する必要がある(ケアの集中特性)。第 3 は、今後は退行性疾患、認知症、ガンなど複数の疾患に対応するケアが求められる(ケアの専門性)。第 4 にケアは生産と消費が同時に行われなければならない、製造業のように生産拠点の海外移転は可能ではない。したがって、需要に対応した供給体制を構築しておかなければならない(ケアの生産と消費の一致の特性)。第 5 に、ケアの供給体制は公的制度に依存していることが多く、賃金は制度賃金である。そのため上方硬直的であり需要が増大しても賃金は上昇しないため、供給が増大するとは限らない(制度賃金特性)。市場メカニズムが十分に機能せず供給体制は不安定になりがちである。最後に、ケアは経済現象というよりも人口構成の変化の問題であるため長期的な現象である。これら全てがケアの不足(care deficit)を説明する根拠となる。

ケアと移住労働の女性化の 2 つの波

アジアにおける移住労働の女性化には大きく 2 つの波がある。1 つは 1980 年から 90 年代に至る女性の労働力化によって生じた家事労働の空隙を補填する移住労働者の導入である。製造業などの労働集約産業における人材確保は重要だがシンガポール、香港、台湾は都市国家で農村の余剰人口があまり存在せず男性労働力が限られ、女性の労働力化と高学歴化が進展した(世界銀

¹http://ganjoho.jp/data/public/statistics/backnumber/2011/files/cancer_statistics_2011.pdf

総合研究報告書

行 1993、安里 2008)。これら地域では 70 年代から 90 年代にかけ隣国から家事・育児の外部化手段としての外国人労働者を導入することで、労働力の天井の壁を乗り越えてきた。家事労働者の雇用の浸透は、国家の視点に立てば経済成長の要請によるものであり、主体に着目すれば高学歴化した女性の就業・育児の両立の手段であった。家事労働者の雇用は確かに女性の労働力化に寄与した。香港、シンガポール、台湾における労働力率への寄与割合は各 9.3%、13%、2.3%と推測される(2011 年)。つまり女性の労働力化の過程とも深くかかわっており、市場化と労働市場における脱ジェンダー化が関連していることがうかがえる。こうしてみると、アジア NIEs 諸国において家事労働の市場化が労働市場におけるジェンダーバランスの平準化をもたらした一因であることは否定しがたい。しかしこれは性役割分業の変更ではなく、家庭内部における家事労働のエスニシティ/ナショナリティへの外部化・女性の階層化によってもたらされているものである。非市場領域において「自然化」された家事労働は、エスニシティ/ナショナリティによって階層化を伴いながら市場領域へと転移し、有償労働化したのである。さらに賃金水準は内外価格差を利用し、労働法令を適用しないという安価かつ柔軟な労働力を作り上げた。これは明確に制度によって構築された「労働者」である。

第 2 の波は高齢化によるケア需要の増大である。女性雇用促進のために雇用されてきた外国人家事労働は、徐々に老親のケアにも従事するようになった(経路依存性)。これは政府が雇用許可要件を高齢者ケアに誘

導しているためである。台湾では外国人家事労働者の雇用は原則的に要介護者を抱える世帯に限定され、低所得者向けに雇用税の減税を開始し、労働政策に加え老親ケアのための「福祉」的制度に転換した。また有子既婚女性に対する家事労働者の雇用を優先してきたシンガポールでも、2004 年 65 歳以上の老親を抱える世帯に雇用税減税を適用した。香港でも雇用の所得制限を廃して公的扶助受給者による外国人家事労働者の雇用が議論された。こうして女性の雇用促進から老親・障害者ケアをめぐる家事労働者の雇用許可へと制度がシフトしてきた。

これはケア需要に応じた公的サービスの不在と家族介護力の相対的衰退を補うケアの補填である。家族介護規範の強い地域において、家事労働者の雇用は「親孝行の下請け」として社会的逸脱にも見えるが、経済的扶養のもと疑似的な「家族ケア」を提供する手段でもあることから社会的に許容されている。家事労働者の雇用はケアを安価に供給するという「福祉的」ニュアンスをもち、他方女性の雇用促進という労働政策的ニュアンスを帯びている。

外国人家事労働者を通じた家事労働の外部化はとどまることを知らない。その数は 1997 年のアジア経済危機、2008 年の欧米金融危機でも減少せず、景気動向と関係なく増大している(Asato の章参照)。これは景気に左右される製造業や建設業と対照的である。人口構成の変化に起因するケア需要の今後の増大によって、家事労働の外部化は一層進展するであろう。移住労働の女性化はこれからが本番である。

他方、家族ケアを補填する外国人家事労働者だが、求められる家事の内容は刻々と

総合研究報告書

変化しており新たな課題に直面している。1つは求められるケアのスキルとのギャップである。認知症ケア、排痰ケア、ストマ、経管栄養、インシュリン投与といった医療的ケアを含むケアは、性役割分業に基礎をおいた「自然なケア（naturalized care）」では対応できない。台湾において家事労働者は家族の延長として医療行為が事実上容認されているが、雇用契約を有する労働者が家族の延長として扱われることには問題あろう。労工委員会や台北県によれば医療事故が発生しても、貧困者である家事労働者を加害者として訴えることの意味はそれほどないという。

介護概念の不在

家事労働者に医療行為を行わせるという実態はそれほど明らかにされていない。しかし台北市がガイドブックを発行していることや重度の障害者の半数以上が外国人家事労働者のケアを受けているという事実から、かなり一般的であることも推測できる。このスキルギャップの原因はなぜ生じているのであろうか。

その背景には相応資格の不在がある。送り出し国であるフィリピン、インドネシア、ベトナムは人口構成が若く、ケアは非市場領域にとどまっており、職業化された有償労働としてのケア概念は未熟である。フィリピンにはケアギバーの資格があるが海外就労を念頭に置いており、カリキュラム構成も家政が多く日本のそれとは全く異なる（安里、後述）。日本は介護保険制度を背景に独自の介護概念が発達しているが、対応する介護資格は存在しないのである。また台

湾の照顧服務員や韓国の Yoyangbohosa においても対応するスキルがないことが考えられる。無資格の外国人家事労働者による介護従事については *underqualification* と定義することができるであろう。

その逆も生じている。例えば台湾の介護施設においては、先ほどの *underqualification* の問題を解消するために看護師のリクルートが多く行われている。表は筆者が42の施設に行ったアンケート調査の結果である。対象は私立の小規模介護施設で、平均的な介護職員数は10名である。うち外国人職員は4.4人である。最も多いのはベトナム人職員、インドネシア人職員でフィリピンはそれに次ぐ。これら3カ国から介護職員が導入されている。うち送り出し国で看護師の資格を保持しているのは26.8%にのぼる。特にフィリピン人の場合看護師の割合は約45%に上っており、看護師の有資格者の確保を目的としたリクルートが行われていることがわかる。これは施設介護における業務内容が経管栄養剤やストマなどカテーテルを含む医療行為が多く行われていることから、先の *underqualification* による問題を解消するための動きである（安里 2007）。介護に関する相応資格の不在は、外国人看護師による代替によって解消されることが多く、この台湾の例だけではなく、日本、シンガポールなどでも見ることができる。このことは送り出し国であるフィリピン、インドネシア、ベトナム、ミャンマーにおける看護師の有資格者が、介護分野の移住労働のためにスキルを損失させているともいうことができる。その数は台湾、香港、シンガポール、日本の4カ国で5千人弱、在宅を含めると相当数にのぼると推測される。

総合研究報告書

このように underqualification と overqualification を通じて技能未熟問題と技能・人材損失問題を発生させている。後者については送り出し各国の看護協会が反発している。技能・人材損失問題の解消にむけては資格のハーモナイゼーションや送り出し国における介護人材育成が急務である。

外国人労働者への選好性は高い。在宅においては家族介護規範に合致すること、施設介護においては低い離職率、年齢構成、スキルなどに対して高い評価が与えられている(安里 2007)。また外国人雇用に関しては雇用税減税などの優遇税制が敷かれていることも一因である。台湾政府は公的資金でホームヘルパーサービスを導入しているが、外国人家事労働者を雇用している者はサービスを利用することができない。にもかかわらず外国人家事労働者数の伸びは減ることなく、選好性の高さを示している。

家族形成を通じてケアを確保する：国際結婚の急増

1990年代から東アジアでは結婚移民が増大した。女性の高学歴化と労働力率の上昇を通じたジェンダー秩序の変化と都市部への国内移動の活発化など、婚姻環境が変化したことによると考えられる。いっぽう台湾人男性の一部では華僑の出身地など歴史的紐帯を背景とし NIES 企業の多国籍化による中国大陸や東南アジア諸国への展開によって人的交流機会が増大したことを受けネットワークや結婚斡旋業者を通じた国際結婚が増加した。日本では1974年に日本人男性の国際結婚が日本人女性のそれを超えている。Lee(2011)や Wang(2011)が論じてい

る通り、韓国では国際結婚の割合が10%以上、台湾においては2003年結婚全体の32%が国際結婚となった。その後国籍法の改定などにより、その割合は低下しているが、それでも10%以上を超える。また香港やシンガポールにおいても国際結婚が一般化しており、急速な国際結婚の増大はそれまでの結婚あり方を一変させた。

国際結婚は農村部から始まったが、第一次産業従事者が多いことや拡大家族などにおける担い手不足がその背景にあると考えられる。具体的には、親との同居や老親のケアに対する忌避が背景にある(Lee 2011)。つまりジェンダー秩序の変化により、伝統的価値規範が存在する農村部に嫁ぎながらない現代女性の姿が投影されているといえる。家族の形成が高齢者や障害者ケアを生み出すという点においては、結婚が家族福祉機能の創出手段として位置付けられていると指摘できる。都市部においては低所得者層、失業者、離婚経験者による国際結婚が多いことが指摘されている。雇用が不安定なことによるこうした「脆弱階層」の増大も国際結婚のプル要因として考えられる。「家父長的」家族に対する忌避がロマンチッククラブにもとづく近代家族の形成と国際結婚の需要を作り出したとする考え方もあるが(Lee, Jae Kyung)、家族を形成することのできない脆弱階層が増大していることが、婚姻の経済取引化、つまり経済取引を通じてグローバル・マッチングを促進しているのである。したがって国際結婚は近代家族の形成と表裏一体の関係にある。韓国では、こうして近代家族の形成から取り残された、「脆弱階層」と一般的に呼ばれる階層の人々が国際結婚を家族形成の手段としてき

総合研究報告書

たのである。

では、台湾の障害者・高齢者ケアと国際結婚について検討してみよう。すでに安里（2008）が明らかにしているが、台湾では寡夫(婦)、未婚者、離婚者といった一人暮らし世帯が増大しており、このことはそもそも家族ケアが期待できない人々の増大を意味している。また、先天性障害を抱える子どもも親のケアに依存し続けることはできず、婚姻を通じてケアを継承しなければならないと考えられており、家族主義の問題は家族を形成しない人のケアの確保の問題となっている。つまり国際結婚は家族形成を通じたケアの安全保障と認識されているのである。

台湾では国際結婚の約 10%程度が高齢者・障害者による国際結婚だが、以下の諸点を示唆している。第 1 はケアの確保が婚姻の主要な理由となっている点である。年齢層が上昇するにつれ介護者確保を目的とした婚姻が増大し、逆に子どもを欲するといった理由は減少する。従って婚姻の目的は生命や労働力の再生産でもなく、退行性慢性疾患を抱える独居高齢者の生活維持にある。徐々に進行する慢性疾患は肉体の衰えだけではなく死への恐怖と尊厳の維持において困難さを抱えている。こうした中で日常生活上の支援は欠かせない。これが家族形成をもって行われるという期待があるのである。

第 2 に障害者の婚姻に関して言えば、ケアの確保と同時に生命の再生産を通じ「通常」のライフコースを歩むための手段として国際結婚が位置付けられている。特に先天性障害を抱える独身者の場合、主要な介護者は親である。しかし親へのケア依存は

期間に限りがあり、いずれは誰かに継承されなければならない。国際結婚の選択にはこうした背景もあるのである。年齢別に障害者の国際結婚率を見てみると、結婚適齢期の婚姻において割合が高く、10代後半から 20代においては 32%が国際結婚である（障害者全体の平均は 10%）。中でも東南アジア出身者がその 6割で、残りは中国大陸出身者である。前者は年齢層が若く、ケア確保と生命の再生産が目的化されているが、後者は年齢層が高くケア確保のみが目的化されている。このようにケア確保の目的であれば婚姻はナショナルリティ/エスニシティを容易に超えるのである。

第 3 はジェンダー構成についてである。国際結婚は先進国の男性と途上国女性の組み合わせが圧倒的に多い。日本では 1974年に日本人男性と外国人（多くはアジア系）女性との婚姻が外国人（主に欧米系）男性と日本人女性の結婚数を抜いた。経済成長とともに男性の国際結婚が増大するのである。台湾も同様で対カンボジア、ベトナム、インドネシア、中国大陸出身者との結婚といえば、台湾人男性との結婚割合が高い（各 99.9、99.8、98.6、95.6%、2007年現在ストック統計）。ところが対韓国、タイ、日本、香港出身者との結婚では、台湾人男性の割合は低下し台湾人女性と外国人男性の割合が高くなる（各 75.9、68.9、54.2、53.3%）。このように国際結婚におけるジェンダー構成と経済水準には明確な関係が読み取れる。こうした経験則は国際結婚が女性にとって上昇婚と呼ばれる所以でもある。

しかし障害者の国際結婚にはそれほどあてはまらない。台湾と中国大陸の国際結婚のうち中国大陸出身の女性の占める割合は

総合研究報告書

90%以上になる。しかし障害者の国際結婚で相手が中国大陸出身者の場合、ジェンダー比率は台湾人男性で中国大陸出身女性と結婚した人の割合は約65%、台湾人女性で大陸出身男性と結婚した人は35%を占める。つまり障害者の場合、女性の上昇婚仮説は当てはまらない。ケアを必要とする女性障害者のプル要因によって国際移動が生じているが、上記のようなジェンダーによる経験則を超える移動となっているのである。この移動では婚姻が国籍/エスニシティ、ジェンダーを超え、さらに大陸出身男性が移動する妻方居住婚（patrilocal）となっている（安里 2008）。

こうした国際結婚の事例は、福祉の手当てが十分でないアジア諸国における家族福祉機能創出の手段としても解釈できるが、これをもって日本との違いとみなすことはできない。第1に日本でも国際結婚の割合は低いものの、件数では多いこと、第2に家族福祉機能は日本でも見直されているところであり、高齢社会においては財政問題が発生することから無視できないためである。日本では統計不備により国際結婚の詳細が明らかでなく、不可視化されている。

日本における国際結婚：興行と新日系人

日本では興行ビザによる来日者がストックベースで13万4千人(2004年)にまで上った。しかし2004年にアメリカ国務省の人身取引報告書を受け法務省令が改定されたことにより、ビザの発給が厳しく制限され06年には約5万人、11年は2.6万人と減少し、特にフィリピン人については同期間で8.1万人から1400人と激減した。この興行ビザ

発給激減の経緯は、新たな課題の始まりとなった。厳格化に伴う偽装結婚の増加、子どもをめぐる認知の問題、来日後の教育・就労・生活問題、偽装認知の問題等、状況はより複雑化している。しかし日本政府の関心は他のアジア諸国と比べ低い。これは興行ビザの問題が入管行政の汚点であること、結婚や子どもの問題は自由意志の問題という非介入主義があるからである。これは他の日系人に対する対応とは対照的である。

フィリピン人女性のこうした興業ビザによる移動は日本人を父親とする多くの新日系人を誕生させた。同時に父親不在の母子家庭を多く生み出したとも言われる。父親不在の子どもたちの数は10万人とも20万人とも言われるが、正確な数字は把握されていない。2009年の国籍法改定により、婚姻していなくても生後認知があれば国籍を取得することが可能となり、日本に入国する人々が増加するようになった。

母子家庭の来日者の増大を通じて就労が急増しているのが、介護職である。「遺伝子という資源」を通じて得られた移動の自由は、しかしながら日本での生活基盤を支えるための言語教育、職業訓練を含め多大なコストが必要な場合も多い。このことは新たに自由を得た母子が新たな困難に直面することを意味するものでもあった。

国家を超えた人の移動の脆弱性：移住過程と市民権をめぐって

国際結婚の増大にともない、国際結婚の脆弱性も指摘されている。ここでは移住過程と限られた市民権にもとづく2つの脆弱

総合研究報告書

性を指摘しておこう。婚姻過程の市場化は経済的交換によって配偶者が選ばれる斡旋制度であり、社会関係を基礎にして対等な関係で成立した婚姻ではないことから、さまざまな問題も指摘されている。婚姻過程の市場化は経済関係が財やサービスの所有を意味するのと同様、男性の女性に対する所有観念を植え付ける。そのため両者が権力関係化し、従順さの強要や家庭内暴力などを発生させやすくする²。近代家族はジェンダー平等を前提とするが、経済的取引を通じた国際結婚は権力関係に転化しやすい。こうした脆弱性を移住過程に由来する脆弱性としておく。

限られた市民権も家族内での主従関係を強化する。市民権とは国家に対する権利、義務、あるいは参加の諸関係であると規定しておこう。通常、国籍保持者と市民権は、生まれつき与えられた権利（birthright）であり、国籍と市民権は切っても切れない関係にある。しかし国籍保持者ではない者にとって、市民権とは獲得するものである。これは市民権が国家によって管理された専権事項であり属地化されていることを示す。かつては人種や性別によっては市民権が付与されなかったように、市民権問題とは見た目の違いなどによる可視化された問題であった。しかし人の国際移動の活発化は人種やジェンダーなど見た目には回収されない不可視化された問題となった。国籍が市民権と強く連動する国家市民権管理体制は、国家への帰属の度合いによって権利の付与を差異化し、国民であれば自由権、社会権、参政権が与えられ、永住権保持者や長・短

² 聞き取り調査から。こうした言説はよく聞かれる。

期滞在者、あるいは非合法滞在者といった非国籍保持者にはその一部しか付与されないのである。

ハマーのデニズンモデル(1990)は、平等な市民権付与は普遍的概念を用いたとしても困難であることを示している。これは市民権付与が人権の論理だけではなく、資本、国民主権、国際人権レジーム、移民、経済協定など、様々な論理の中から国家の専権事項として政治的に決定されるからである（cf. 梶田・丹野・樋口 2005）。従って普遍的市民とは一線を画したデニズンに「収斂せざるを得ない」（河村倫哉 2010:）のである。このデニズンモデルは自由権、社会権、参政権が付与されるという状況からある程度成立していると言われるが、これは欧州を念頭に置いてアジア諸国では欧州と異なった状況にある。

国家による専権事項としての市民権管理に対しては、批判的研究も多い。いっぽう二重国籍や多重国籍を認める市民権の属人化、EUのような多様なガバナンスによって国家の専権事項を制限し、移動する人々の脆弱性を解消するという指摘もある。しかし現実的には専権事項としての市民権管理を国家が容易に手放すと想定することはできない。むしろ国家は専権事項を国家存続のために政治化するであろう。デニズンといった相対的市民権概念は、国家の専権事項としての市民権を超えるものではない。

結婚移民として入国した人々は結婚生活がビザを規定する。韓国ではビザの手続きは夫婦一緒であること、妻あるいは母親として良好であることがビザ更新の条件となっていたり、台湾では入管による結婚前の面接だけではなく、居住実態調査が行われ

総合研究報告書

ている。日本でもビザ発給が2009年以降厳しくなり、2012年の入管法改定では同居要件が明記された。換言すればビザの更新は、良好な家族構成員として国家からお墨付きが与えられたことを意味する。離婚後の在留資格に関しては、子どもの養育などの条件が付されることが多く、母親役割と在留資格が深く連動している。台湾では中国大陸出身者の就労が禁止されてきたが、これも良き妻としての条件を明確化したものに他ならない。つまり、配偶者ビザは個人ではなく家族の一員として発給されるものであり、家族を単位とした市民権体制ということができる。しかし先述の通り、従属的な夫婦関係においては家族市民権体制がより従属性を強化する危険性をはらむ³。こうした市民権体制を家族市民権体制（family citizenship regime）としておく（cf. Ito 2005）。これは「市民権制度の本質的要素としての家族という要件を表す概念」（ツェン 2010）である。

家族統合を通じた社会統合政策

限られた市民権の付与は管理の対象としての結婚移民を意味するが、結婚移民を歓迎していないわけではない⁴。日本と異なり、韓国と台湾では少子化対策と結婚移民が関連付けられており、結婚移民とその子どもに対する期待も大きい。従って、限定された市民権、結婚過程の市場化を通じた所有的権力関係の生成という人権上の問題を認

識しつつも、両国における規制は限定的である。少子化対策と結びついた国際結婚の容認は、定住化を促進する社会統合政策の展開でもある。

結論を先取りすると台湾、韓国における定住化政策としての社会統合政策は、個人単位ではなく家族統合を志向している。結婚移民の多くが女性であることを踏まえると「賢母良妻型」の社会統合政策である。こうして家族を基礎に置いた市民権付与と、家族統合志向の社会統合政策は関連付けられ、良き家族の一員から良き市民として昇華するのである。換言すると個人と国家の関係は家族を経由する⁵。

韓国では2007年在韓外国人処遇基本法が、2008年に多文化家族支援法が公布された。多文化政策は法的根拠が与えられ、政権が進歩系の盧武鉉から保守系の李明博に移っても基本路線に変更はない。全国に多文化家族支援センターや健康家族支援センターが設立され、韓国語や出身国の言語教育、子どもに対する教育、カウンセリング、就労支援等のサービスが提供され、社会統合も行政用語として定着した。

「多文化」に対する期待は、家族の危機言説にも由来する。2004年の健康家族法は、少子化の危機から脱するため、生命の再生産に対する支援を明記している。急速な経済成長は生涯未婚率の増大、晩婚化、晩産化、出生率低下、離婚率の上昇、男性余りといった人口構成・家族構成の変化を生み出してきた。家族の立て直しはいわば国家を挙げての事業であり、同法の成立となったのである。同時期の国際結婚比率の上昇

³ 居住や職業選択、移動においては移住労働者よりも権利が付与されており、結婚を通じた送り出し圧力は強い。

⁴ 台湾政府行政院内政部、大韓民国女性家族部に対する聞き取りから。

⁵ そして国家の介入も個人もさることながら家族介入型である。

総合研究報告書

は、家族の危機からの立て直しとして期待されるものであり、家族政策と社会統合政策は結びつけられたのである。2013年現在、200以上ものセンターが社会統合を担っているが、本来移民を対象としていた多文化家族支援センターと家政学の伝統を引き継ぐ健康家族支援センターとで分担している。それは家族政策と移民の社会統合が結合したことを示唆するものであると同時に、社会統合政策の担い手は社会学から家政学に変化しており、それ自体が家族市民権体制を物語っている。

家族市民権体制に基づく社会統合政策については、内容において意見が分かれる。たとえばチマチョゴリの着付け、キムチの漬け方などの伝統回帰がみられるいっぽう、個人の才覚を生かした社会的企業家として社会のけん引役を期待する面もみられる等である⁶。所管の女性家族部は家族政策と女性政策を扱い、ジェンダー平等を基本理念としている。結婚移民は配偶者としての入国であることから、女性家族部はジェンダー平等に沿いながら家族統合を通じた社会統合政策を実施すべきであると考えている。しかし韓国配偶者は「脆弱階層」に属し「男尊女卑」の色彩が濃い階層であるため、家族統合とジェンダー平等が両立できるかと言えば困難を抱えているという⁷。そこで求められる支援とは、良き家族の構築に必要なとされる家族観、言語、労働、子どもの教育、人権など「良い」家族づくりに必要な条件整備、家族崩壊からの保護など積極

的に支援する必要があるという。「脆弱階層」の家族統合を進める社会統合政策は、ジェンダー平等との両立に困難を抱えながら試行錯誤している状況である。

また少子化と結び付けられた社会統合政策は子どもも焦点化されている。母親の社会統合とは異なり子どもに対しては韓国人としての国民統合が志向される。具体的には発育段階に応じたきめ細かなサービスが提供される。このように韓国の社会統合政策は結婚移民を対象とした「良妻賢母」型の家族統合を通じたものと子どもを対象とした国民統合の両輪から構成されている。

台湾においても階層問題としての国際結婚を取り上げることができる。「下層中産階級や中産階級の男性にとって魅力的な選択肢」(ツェン 2010)として、1990年代は客家系インドネシア人や台湾人住民の移住元である福建省や広東省の親族を通じた婚姻が好まれ、その後台湾系企業の東南アジアおよび中国展開を通じた経済交流とそれを支える「南向政策」、さらには斡旋業者の展開による婚姻過程の市場化を通じて需給調整機能が整備された。

台湾における社会統合政策の初期は避妊や中絶支援から始まった(Taipei Times 03年11月23日)。そこには優生思想が見え隠れするが、その後、積極的な社会統合政策が始まる。「外籍新娘生活適応輔導実施計画」、「外籍配偶照顧輔導基金」の設置とサービスセンター(外籍配偶家庭服務中心)やコミュニティセンターの設置、職業訓練も実施された。センターで提供されるサービスは相談事業(ホットライン、面談、訪問)、ケースマネジメント、成人教育、グループソーシャルワーク、多文化交流活動、サ

⁶ 背景に社会企業支援法の成立(2006)がある。しかし社会企業家としての移民の活用には課題が多い(インチョン多文化家族支援センターに対する聞き取り)。

⁷ 女性家族部に対する聞き取り調査から。

総合研究報告書

ポートネットワーク形成などである。小学校でも移民を対象とした特別学級を設置している。社会統合政策がすすめられた背景には、中国に対する差異化としての民主主義の進展、「台湾化」政策といった面がある一方、結婚移民に対して従順で献身的な専業主婦、「大家族の価値観」という最も伝統的な家族イデオロギーに同化させる要素が含まれるという(ツェン 2010)。台湾と韓国における社会統合政策は結婚移民に対する家族統合という点において同じだが、その中身は伝統規範とジェンダー平等や民主化といった進歩的側面の新旧規範の連続性のあいだを揺れながら実践されている。

家事労働者と市民権問題

移住労働者に対する市民権は専門職と非専門職に大別される。前者は高度な自由が与えられ社会統合政策の対象にならない。非専門職は在留期間、家族統合、移動の自由、職業選択の自由の各制限を受け、家事労働者は労働法令も非適用である。台湾、シンガポールでは在留期間は2年が一般的で、延長すれば台湾は最長9年、韓国は5年、日本では技能実習制度において3年である。香港やシンガポールの家事労働者は雇用契約の続く限り滞在できるが、失業すれば帰国となる。いずれの国も定住化を防ぐように制度が構築されている⁸。

シンガポールの移住労働者の場合、市民権付与のイメージは以下の様になっている。外国人労働者のビザカテゴリーは賃金水準

⁸ 香港においては高等法院が7年間の居住で永住資格申請が可能となる判決が出たが、まだ決着はついていない。

によって異なり、賃金が高ければ多くの権利が付与される。最も優遇された P-pass では家族・親族統合や永住資格申請が与えられ、Q-pass においては家族統合と永住資格申請が可能である。R パス(労働許可証)保持者は永住資格申請ができず婚姻も許されていない。また6カ月に1度の健康診断が義務化されており、女性は妊娠すると滞在許可がはく奪される。政府によれば R パス保持者の結婚を認めないのは、R パスの賃金水準では生活を維持できないからとしている⁹。つまり移住労働者の賃金水準はもともと家族形成が成立しない水準に低く設定されているのである。従って、非専門職の受け入れは、帰国前提の「使い捨て型」か「還流型」¹⁰である。つまり、P,Q パスにおいては家族統合を認めた定着促進を、R パスにおいては家族形成・統合の制限による定住排除型の選択的入国管理政策をとっていることがわかる。日本でも2012年、ポイント制が導入されポイントに応じて家事労働者の雇用や親の呼び寄せを許容するなど、高度人材の定着に向け家族支援・統合のための優遇措置を講じている。

短期の移住労働者の市民権は何が問題なのであろうか。国籍保持者と同じ市民権の付与という考え方もあり得るだろうが、デニズンモデルも政治的産物であることを考

⁹ NTUC に対する聞き取り調査から(2007年12月)。

¹⁰ 使い捨て型と還流型は同義に使われることも多いが、移住労働経験がスキルの認証や職業訓練を通じて送出国の再統合に寄与する場合、還流型定義してよい。しかし家事労働者に対してはスキルを重視するシンガポールでもスキルを認めていないことから、就労経験は再統合に結び付かず使い捨て型と称した方が現実に沿っている。

総合研究報告書

慮すると、短期の移住労働者についても当事者の意向を踏まえた必要と権利を優先的に考える必要がある。アジア内での就労は、移住労働者の側に立てば多くの場合、海外就労は一時的な家族・親族扶養の必要に応じた、帰国を前提としたライフコースとして位置付けられている。従って同等な市民権獲得のニーズは高くない。例えば日本の経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れにおいて、合格者の帰国が相次いでいるのはその例である。人の移動はライフコースに応じて定着目的の場合と一時的な場合に分かれる。従って優先されるべきは労働者性の確立であり、スキルのハーモナイゼーションといった就労経験を前提としたキャリア構築、帰国後の再統合問題を挙げておく。

在宅の家事労働者はいずれの国においても短期滞在型のカテゴリーに属し、労働条件に様々な問題がある職業の1つである。第1に先述の通り定住化が許されず、シンガポールでは妊娠や結婚が制限されている。第2に労働法令非適用という問題である。香港を除いて東アジア諸国では労働法令が適用されない。日本では「刑事罰や行政監督によって担保される労基法の規制を、同居の親族間や個人の家庭内の問題に適用するのは適切ではないとの判断があった」（荒木尚志 2009）。「国家的規制と監督を行うことは困難かつ不適切」（菅野和夫『労働法』）とされるからである。つまり、親密圏での労働に対する非介入主義が見て取られ、そのために労働者性の法的根拠を喪失しているのである。従って有償労働としての家事労働は隷属的であり根絶すべきとの意見もある。

とはいえ家事労働者の労働条件や権利の付与状況は国によって差が大きい。労働法令が適用される香港では最低賃金の設定、休日の提供が義務付けられ、組織化が認められ、政府による裁判手続きの支援、送出国政府に法令順守を求める交渉まで行われている。対極にあるシンガポールでは労働法令の非適用、最低賃金の否定、休日規定の不在、婚姻の禁止、組織化が機能しないなど労働者性に乏しい状況にある。台湾では民主化と連動して家事労働者の労働法令適用の是非が議論され、労基法を適用したが賃金が高騰したため停止され、その後「家事勞工保障法」の制定をめざしている。全体としては国際人権レジームを通じて徐々に労働者性が確立される方向にある。

短期の移住労働者に対しては以上のような労働者性の確立が、長期滞在、永住資格申請、家族統合や参政権の付与よりもむしろ重要な課題である。より具体的には対等な労使関係のあり方¹¹、労働法令不適用問題¹²、長時間労働¹³、夜間の業務と休息時間の確保、超過勤務、居住環境の確保、医療行為への従事¹⁴、就労上の安全確保、婚姻¹⁵、

11 家事労働者については、労使間が非匿名的なため対等な労使関係を築くのは困難である。家事労働者は通常1名のみ雇用されることが多く、論理的には労働組合による交渉も容易ではない。対等な労使間関係については政府による介入が必要となる。親密圏における労使間の対等な関係の困難さを表す。

12 Ramirez-Machado(2003)が行った60カ国の調査によると16カ国しか家事労働者に対する法令が存在しないという。

13 労働時間の曖昧さを理由に、家事労働の時間の規定はアジア NIES では実施されていない。

14 高齢化に従い在宅医療に従事する家事

総合研究報告書

母体保護、経済的・肉体的・性的虐待、斡旋過程における斡旋業者問題¹⁶などを指摘できる。

移住労働者の権利について

移住労働者は当事者を代表する声（representation）も存在しないことから、市民権をめぐる体制に影響を及ぼす公共圏生成のプロセスは、主体性（エージェンシー）の視点からも重要な研究領域であった。家事労働者は労働法令が適応されず、第三者から目の届かない公共の場から隔離された領域が就労の場であり、個人雇用なため組織化ができず労使が対等な交渉を行うこともできない。さらに斡旋費用の返済に伴う債務奴隷化も加わり斡旋過程が隷属な労働者を作り出す（安里 2006）。

家事・介護労働者の普及はこうした問題を明示化し、親密圏における雇用主との不断の交渉が公共圏形成の源泉の1つとなり徐々にだが状況も改善されてきた。具体的には雇用主である中産階級の成長に合わせ人権の論理がある程度受け入れられ始めたこと、メディアがこうした労働をよく取り上げたことにより大きな議論となっていたケースが多かった。しかし、この10年で国際機関や NGO による活動の深化と国際

労働者も増えてきた。明らかに医療行為と思われる経管栄養、ストマ、喀痰も行われている。

¹⁵ シンガポールでは労働許可保持者はいかなる形態の婚姻も禁止されているが、妊娠は国外退去となる。

¹⁶ 送出し国における斡旋料・教育訓練費用の不透明さ、スキルトレーニングの形骸化、インフォーマルな中間斡旋の存在、劣悪な居住環境。

ネットワークを通じた送出し国や受入れ国双方からのアドボカシーの展開、地域統合とガバナンスの多様化を通じた市民権議論の深化、さらには中産階級の増大にともなう人権の論理の浸透など、労働者性の確立に向けた動きが認められる。

いずれにせよ市民権がない者は移住労働者、NGO、雇用主を含む親密なる相互作用こそが公共圏を形成する契機となる。これは deliberative citizenship の考え方に近いが、現在の国家の専権事項としての市民権獲得においては、ブラックボックスとしての家庭内雇用から国家に通ずる回路を構築するしかない。

まとめ

近代家族の形成はケア労働を社会関係に根差すものとして変化させてきた。他方、ケアの不足をもたらした労働市場における女性化と高齢化は、家事労働の市場化や社会化の二重プロセスで外部化が進展した。「家族主義」と指摘される東アジア諸国では、家族化を温存するためにも外国人家事労働者の導入が図られた。また移民政策上も「家族主義」とよべる体制があることが分かった。これには2つの意味があり、短期移住労働者が家庭内就労によって家事を補填する体制と、結婚を通じて家族を形成し家族として社会統合を志向するという家族市民権体制があった。

移住労働の女性化は今後も続く。というのもこれまで女性化を引き起こしてきた女性の労働力化やケア需要の増大はこれから「労働圧力」や「ケア圧力」となってより強化されるからである。しかし、家事や介

総合研究報告書

護の外部化は多くの家事労働者や介護労働者の移動をもたらしてきたが、家族ケアの代替というだけで移住労働者を導入することには限界が生じることになるであろう。というのも高齢社会において求められるケアは「自然化された」と考えられるケアではなく、むしろ認知症や慢性対抗疾患の対応といった専門性が求められるからである。ところが人口構成の若い送出国ではケアはまだ専門化・職業化されておらず、家事労働者に代替されていることから制度的矛盾が生じている。また専門性を必要とする場合には看護師がリクルートされることも多い。つまり看護師のリクルートを通じた介護従事という *overqualification* と、無資格者のリクルートという *underqualification* の二重の意味でのミスマッチが生じている。

また結婚移民についてもケアの求心力が強いことによって引き起こされていることが明らかである。特に独身者によるケアの確保という選択肢であり、特に高齢者、障害者、拡大家族、低所得者層といった「脆弱階層」に国際結婚が多いことは、家族の形成こそが福祉であるという福祉の生産単位として家族が機能すると認識されているためであろう。その分、国家の役割は後退するが、家族市民権体制や社会統合政策を通じて家族福祉生産体制を支える国家の役割が存在している。

こうした家族主義は自然なる社会関係の育成によって成り立つのではなく、親密な労働の商品化を通じて体现されている。そ

れは二重のプロセスが並行しており、1つは短期の移住労働者を雇用するという形であらわされる家事・育児・介護の商品化である。もう1つは婚姻プロセスの経済取引化である。再生産労働をめぐる国際移動は、労働力や結婚過程を商品化し、福祉の生産単位としての家族の維持・形成を目的とし、労働者の労働者性の排除と結婚移民の家族としての統合という異なる2つの流れを押し進めている。他方で人口構成の急激な変化は、多様な市民を労働市場で包摂することを志向せざるを得ない。これは機会の平等を保持するためには社会統合政策を肯定させざるを得ないことを意味する。多様な市民(永住資格保持者、長期滞在者の増大)の存在は、機会の平等を保障する社会統合政策の必要性を生じさせる。これは社会包摂が社会コストを小さくするからである。それが台湾や韓国における社会統合政策である。これに対し日本は非介入主義的アプローチをとっていると言える。

親密な労働は商品化に対する規範的疑問を提出する。しかしケアの不足が指摘される以上、また福祉国家の限界とケアミックスが議論される中、家族の福祉機能が無視することはできない。しかし家族形成が困難な者にとっては特にグローバルな婚姻市場からの配偶者の確保が行われている。先進国の社会の再生産が途上国の犠牲の上によって成立するものではなく、相互互惠性を確立する上でも矛盾を乗り越える制度の確立が必要である。

総括研究報告書

表1 介護施設職員に占める外国人看護師の割合
(台湾、筆者調査、51施設、2008年実施)

No. of careworkers / institutions	10.0
Male careworkers	1.2
Foreign careworkers	4.4
male foreign careworkers	0.3
Filipinos	0.7
Ratio of nurse	44.7%
Vietnamese	2.4
Ratio of nurse	19.7%
Indonesian	1.1
Ratio of nurse	26.8%

Reference

- 安里和晃 (2006) 「東アジアにおける家事労働の国際商品化とインドネシア人労働者の位置づけ」 神田外語大学異文化コミュニケーション研究所編『異文化コミュニケーション研究』第18号、1-34頁
- 安里和晃(2007)「施設介護に従事する外国人労働者の実態—雇用主の評価をもとに—」『Works Review』Vol.2、リクルート・ワークス研究所：132-145
- 安里和晃 (2008) 「介護従事者として統合される移住労働者と結婚移民—台湾の事例から」 神田外語大学異文化コミュニケーション研究所編『異文化コミュニケーション研究』第19号：43-77
- 安里和晃・中江郁子 (2008) 「シンガポール」 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社編『アジア諸国における外国人材の活用等に関する実態調査』経済産業省経済産業政策局産業人材政策担当参事官室
- 荒木尚志(2009)『労働法』有斐閣。
- 小ヶ谷千穂(2009)「送り出し国フィリピンの戦略—海外労働者の「権利保護」と「技能」の関係をめぐって—」日本比較政治学会年報・ミネルヴァ書房 11号、93-113
- 落合恵美子 (2012) 「親密性の労働とアジア女性の構築」 落合恵美子・赤枝香奈子編『アジア女性と親密性の労働』1-34、京都大学学術出版会
- 梶田孝道・丹野清人・樋口直人(2005)『顔の見えない定住化—日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク』名古屋大学出版会。
- 河村倫哉(2010)「欧州移民政策におけるデニズン・モデルの現状と課題」『国際公共政策研究』15(1) p19-32
- 菅野和夫(2010)『労働法』弘文堂。
- 世界銀行著、白鳥正喜監訳『東アジアの奇跡—経済成長と政府の役割』1993、東洋経済新報社 East Asia Miracle: Economic Growth and Public Policy, A World Bank Research Report 沈潔編 2007 『中華圏の高齢者福祉と介護—中国・香港・台湾』ミネルヴァ書房
- ツェン・イェン・フェン (2010) 「家庭に閉じ込められる外国人女性—台湾における結婚移民の社会統合政策の展望と課題 —」 笹川平和財団主催国際シンポジ